

第4回 ASBJとFASBによる定期協議

I. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）と米国財務会計基準審議会（FASB）は、2007年10月17日と18日に、米国コネチカット州ノーウォークで第4回定期協議を行った。これは、2007年6月に東京で開催された第3回定期協議に続くものであり、ASBJからは西川委員長、新井委員及びスタッフ、FASBからハーズ議長を含むボードメンバー4名（うち2名は1日ずつの参加）およびスタッフが参加した。

以下、第4回定期協議の概要を紹介するが、文中意見にわたる部分は筆者の私見である。

II. 第4回定期協議の概要

第4回定期協議は、概ね次のスケジュールに沿って行われた。

10月17日	議事内容
9:00～10:50	IFRSとのコンバージェンス加速化計画について
11:00～12:30	概念フレームワークと測定に関する議論
13:30～15:00	収益認識に関する議論
15:00～16:00	負債と資本の区分に関する議論
10月18日	議事内容
9:00～11:00	連結範囲（SPEを含む）に関する議論
11:00～14:00	スタッフ・ミーティング

1. IFRSとのコンバージェンス加速化計画についての両者の現状説明と討議

（1）ASBJ側の現状説明

東京合意とそれに基づく作業計画を中心に、以下の内容を説明した。

- IFRSとのコンバージェンスについては、個々の基準ごとに検討している。
- 日本基準は、たとえば金融商品会計の早期の導入にも見られるように、IFRSとほぼ同等の水準にあると自負している。
- EUの同等性評価に関し、CESRの技術的助言の原案に基づき、2006年10月に作業計画を公表した。
- コンバージェンスの加速化のため、関係者との協議のほか、海外の会計基準設定機関との協議を進めている。IASBおよびFASBとの協力関係を深め、特にMOU項目の検討に協力していきたい。
- 本年8月の東京合意では、短期プロジェクトは2008年、他の項目は2011年6月30日を目標期日としている。ただし、IASBとFASBが協議中で2011年6月以降に完成するものについては、完成した基準が適用されるまでに対応することとなる。

質問・コメントおよび討議

FASB側から、CESRの指摘項目は差異ではあるが必ずしも是正の対象とは考えていないが、ASBJではどう考えているかという質問があった。これに対し、ASBJ側から、日本では、IFRSと同等との評価を維持したいという関係者が多く、基本的に収斂していく方向であるが、現在の日本基準が米国基準と同様である開発費と減損については、検討の余地があるという意見が

多いとの回答がなされた。

また、FASB側から、FASBとIASBの企業結合会計基準の改訂が公表される予定であるが、それについてASBJはどのように対応するのかという質問があり、これに対し、ASBJ側から、企業結合のコンバージェンス・プロジェクトは2段階の計画となっており、今回の改訂は、のれんの償却とともに第2段階での検討課題となるとの回答がなされた。

（2）FASB側の現状説明

MOU項目の現状

FASB側から、IASBとのMOU項目（10項目）の現状が説明された。いくつかの例外はあるが、おおむね予定どおりに進行しているとの説明がなされた。また、その他のコンバージェンス項目として、一株当たり利益、法人所得税、公正価値オプション、減損の各プロジェクトについて簡単な説明があった。

SEC（証券取引委員会）の動き

SECは、7月に公表したProposing Release（公開草案に相当）で、IFRSを完全適用する米国外の登録企業（FPI）に対しては調整表作成の義務を撤廃する提案をしている。完全適用でない場合には、本来のIFRSとの差異部分だけでなく全体について調整表作成の義務が残る。ECはこの点には反対している。

また、その後公表したConcept Release（討議資料に相当）で、米国企業にIFRSの利用を認めるかどうかについてコメントを募集している。

これらの提案について、FASBからもコメントを提出する予定で、コメント内容を検討中である旨説明があった。最終的な決着の方向はま

だはっきりしないが、いずれにしてもここ1年くらいの間に政策上の決断が必要となるとの見方が示された。

質問・コメントおよび討議

ASBJ側から、会計基準の内容が接近することは好ましいことだが、現在の段階で完全の一つになる必要はないのではないかと質問を行い、これに対し、FASB側から、その点は、まさに政策の問題であり、慎重に考えていく必要があるとの回答があった。

また、ASBJ側から、ルール・ベースとプリンシプル・ベースについての議論に関連して、各国固有の会計事象の取扱いに関して、各国でIFRICの対応に不満が出ているとの指摘がなされた。これに対し、FASB側から、米国基準のルール過多の状態を変え、基準書を短くしてプリンシプル・ベースにすることが必要な部分があることは認識しており、SECのAdvisory Committeeにおいて、関係者が結集して、複雑性の問題が検討されているとの回答があった。

ASBJ側から、MOU項目の中で2011年までに完成予定のものがあるかと質問を行い、これに対し、FASB側から、現状ではどのプロジェクトも初期段階にあり、「財務諸表の表示」を例にとっても、すべてがパーフェクトに進んでやっとなら2011年6月というところであるが、現実にはパーフェクトはあり得ないとの回答があった。また、他のプロジェクトについても、それよりも早くなることはないとの見方が示された。

2. 概念フレームワークと測定

FASBとIASBの共同プロジェクトで概念フレームワークの改訂が検討されており、2006年

にフェーズA（目的および質的特性）の予備的見解が公表され、次の段階として測定に関する議論が開始されている。今回は、フェーズAの現在の案に対する理解の確認と測定についてのASBJ側の考え方を示した説明資料に基づき、意見交換が行われた。

（1）財務報告の目的

<ASBJ側の資料説明>

財務報告の基本的な目的が将来キャッシュ・フロー予測のための情報提供であるという点については、理解が共有されている。ただし、予備的見解に対するコメントとして欧州を中心に経営者の受託責任（stewardship）の評価を目的に含めるべきだとする議論があり、それに対応して目的の文言を修正する予定であると聞いている。その場合、基本目的とのトレードオフが生じた場合どうするかという問題があるように思われる。

<質問・コメントおよび討議>

FASB側から、意思決定への有用性が必要であることは誰もが認めており、受託責任の議論は、コーポレート・ガバナンス上のモニタリングのための意思決定情報としての重要性を強調したものという理解であり、情報の内容自体が変わるものではなく、基本目的との矛盾が生じることはないと考えているため、両方の目的を表現する方向で考えているとのコメントがあった。

ASBJ側から、2つの目的の間でのトレードオフは想定されていないという理解でよいかという質問を行い、FASB側から、そのように考えているとの回答があった。

（2）質的特性

＜ASBJ側の資料説明＞

予備的見解の中では、目的適合性 (relevance) は財務報告が表現しようとする事象の選択、表現の忠実性 (faithful representation) はその選択された事象の忠実な表現という役割分担になっていると思われる。これは、従来の目的適合性と信頼性のようなチェック・アンド・バランスの関係ではなくなっているのではないかと考える。

何がrelevantな情報といえるのか、どのような描写が忠実な表現と考えられるのが問題である。質的特性はあくまで財務報告の目的を達成するための手段であるべきものとする。

＜質問・コメントおよび討議＞

FASB側から、ASBJ側の指摘は基本的に測定に関連したものであり、質的特性だけではなく財務報告の目的に立ち返って会計処理の代替案の評価を行うべきこと、部分的な判断ではなく全体的な判断が必要であることを主張したものと理解したとのコメントがあった。

ASBJ側から、目的適合性と表現の忠実性との関係はトレードオフ関係ではなくなっているという理解でよいかと質問を行い、FASB側から、忠実な表現ができない事象は意思決定有用性がないという考えであるとの回答があった。

（3）測定

＜ASBJ側の資料説明＞

FASBとIASBでは、測定属性が混合的であることによる複雑性の減少を目標に置いていると理解しているが、あくまで財務報告の目的が支配的原理であるべきで、たとえば複雑性の軽減

のような中間的目標は、大目標である財務報告の目的への役立ちという観点から評価されるべきものとする。

企業評価において、将来キャッシュ・フローの推定との関連性が不可欠である。資産と負債の情報だけでは、それらの価値に反映されないのれん価値の推定ができないので、全体としての企業価値の評価には不十分である。過去の業績は、投資家が企業価値を推定するための重要な情報である。こうした目的のためには、フィードバック（期待と成果との比較）が必要であるが、投資の性格により期待の内容が異なるので、期待との比較のために用いる測定属性も異なりうるものとする。

＜質問・コメントおよび討議＞

FASB側から、予測価値と確認価値というのは財務諸表の利用者にとっての予測と確認に役立つという意味と理解しているが、投資の性格に応じた分類が必要という議論は、企業の経営者にとっての期待の内容に基づく分類を指しているように思われるので、同じではないのではないかと質問があった。これに対し、ASBJ側から、投資の性格により期待の内容が異なるというのは経営者の期待のことであるが、企業を投資の束と見る観点からは、財務諸表の利用者の期待と究極的には一致するものと考えているとの回答がなされた。また、財務報告の目的について、財務諸表の表示プロジェクトとの関連で言うと、包括利益では、将来キャッシュ・フローの予想との比較対象の提供にならないと考えるとのコメントがなされた。

3. 収益認識

FASBとIASBとの共同で進められている収益認識プロジェクトについて、ASBJ側から内容の分析とコメントを示した資料を提示し、それに基づいて意見交換が行われた。

（1）収益の定義

<ASBJ側の資料説明>

収益の定義の問題に関し、①Revenueの定義はどのように議論されているのか、②RevenueとGainとを区別しているのかどうか、③ExpenseとLossはどのように認識されるのかといった点に疑問がある。

<質問・コメントおよび討議>

FASB側から、定義については次週のIASBとの合同会議で議論する予定であるが、公正価値モデル（測定モデル）と顧客対価モデル（配分モデル）のいずれにおいても、契約に基づくものだけを対象と考えており、それぞれのモデルで定義は異なっているものの、いずれも契約を基礎とするという点では同じであるとのコメントがあった。

（2）契約時の収益計上（selling revenue）

<ASBJ側の資料説明>

契約時の収益計上が生じるかどうかは両モデルの大きな相違点と理解している。当初認識時の測定は、事後測定との関係を考慮すべきものとする。金融投資は時価評価、事業投資については再測定しないというのが我々の考え方である。

<質問・コメントおよび討議>

ASBJASBJ側から、顧客対価モデルのほうを好ましいと思っており、公正価値モデルに対し

ては、仮想的な義務移転取引を仮定することの意味と、測定の困難性という観点から、大きな疑問を持っているとのコメントがなされ、FASB側から、そうした指摘は多方面から受けているとの回答があった。

（3）契約獲得費用

<ASBJ側の資料説明>

契約獲得に要した費用について、ローンやリースでは繰延処理する基準が米国にあるが、資産負債アプローチに基づく公正価値モデルでも、契約時収益と契約獲得費用との対応関係が主張されていることは興味深い。

<質問・コメントおよび討議>

FASB側から、契約獲得費用は回収すべき費用であることは確かだが、マッチングという発想ではないとのコメントがあった。

ASBJ側から、公正価値モデルでは、「投資のリスクからの解放」概念に比べて、収益認識が常に一段階早まることになるように思えるとの指摘がなされ、これに対し、FASB側から、仕組みとしてはそうであり、株式市場では、大口受注があると株価が上がるという現象もあるとのコメントがあった。

ASBJ側からは、大口受注は株価が上がる要素となるのは確かだが、それを会計処理に反映すべきかどうかは検討を要する問題であるとのコメントがなされた。

（4）「投資のリスクからの解放」概念

<ASBJ側の資料説明>

「リスクからの解放」とは、事前の期待が事実に転化したことを指す概念である。投資の性

格に応じて事前の期待の内容が異なり、それにより投資のリスクからの解放のタイミングは異なることになる。履行義務の解除という表現に置き換えて考えることも可能であり、これをさらにoperationalにすることにより、異なるタイプの各種取引を統一的に説明できる概念と考えられる。

<質問・コメントおよび討議>

FASB側から、米国基準の現行の収益認識モデルは、稼得過程の完了という考え方によっているが、「投資のリスクからの解放」も概念的にはさほど異ならないものと思われるが、この考え方の実際の運用が問題となることが多いとのコメントがあった。これに対し、ASBJ側からは、「投資のリスクからの解放」は、コモディティの時価評価にも当てはまる適用可能範囲の広い概念であるとのコメントがなされた。

ASBJ側から、ある取引を工事契約と見るのか完成品の販売と見るのかで会計処理が違ってくことになるのかとの指摘がなされ、これに対して、FASB側から、答えとしては違いが出てくることがあり、生産過程において製造利益（production income）が認識されることになる場合もあるとの回答があった。

4. 負債と資本

FASBのプロジェクト担当者から、2007年第4四半期に予備的見解を公表する予定となっている検討内容について説明があり、それに基づいて意見交換が行われた。

<FASB側の資料説明>

討議資料では以下の3つのアプローチが提示されることになる。

① Basic Ownershipアプローチ

FASBで最も支持を得ている。この考え方では、3つのアプローチの中で資本（equity）の範囲が最も狭く、新株予約権、転換社債、償還期限のない永久的優先株式などは負債とされることになる。

このアプローチがFASBで支持されているのは、最も単純明快であること、決済方法の影響を受けないことなどの理由による。

② Ownership Settlementアプローチ

このアプローチは現在の米国基準に最も近く、償還義務のない優先株式等や新株予約権など株式で決済される間接的所有商品も資本に分類される。株式の売建コール・オプションは、現金で決済される場合には負債となる。このアプローチでは、区分表示が要求されるケースが多くなる（転換社債等）。

③ REOアプローチ

このアプローチにはFASBでは全く支持がない。決済方法の可能性に応じて負債か資本かを判定する考え方であり、区分処理が要求されるケースが最も多く、公正価値測定が要求されるケースも多くなる。

<質問・コメントおよび討議>

ASBJ側から、Basic Ownershipアプローチにおいて、転換社債については組込デリバティブの取扱いと同様に、負債の中で両者を区分する考え方もありうるのではないかとのコメントがなされた。これに対し、FASB側から、米国でいうSynthetic CBについて、同じような考え方があり、考え方は分らなくもないが、FASBでは検討されなかったとの回答があった。

また、ASBJ側から、ストック・オプション

の会計処理にも影響するという理解でよいかという質問を行い、これに対し、FASB側から、そのとおりであり、Basic Ownershipアプローチでは最終的には行使日測定となるが、報酬費用はあくまで付与日測定による金額として、他と区分する考え方もありうるとの回答があった。

5. 連結範囲

IASBで進めているプロジェクトの主要論点について、ASBJ側から内容分析の資料を提示し、それに基づいて意見交換が行われた。

（1） 支配（control）の定義

<ASBJ側の資料説明>

従来、連結の議論は、事業体を連結するかどうかというアプローチで行われているが、IASBのプロジェクトでは、事業体の有する資産・負債に対する支配に焦点を当てている。支配の有無の判断基準の一つとされている“strategic power”には、組織の根本的変更や役員の内任を行える力が含まれていると理解しており、拒否権の議論もこれに関連すると思われる。

<質問・コメントおよび討議>

FASB側から、IASBによる「支配」の定義案を見ると、“strategic power”という文言はないとの指摘があり、これに対し、ASBJ側から、現在のところ、「支配」の3つの判断基準のうち、パワー基準で“strategic power”という考え方が残っていると理解しているとのコメントがなされた。

（2） 自動操縦（auto pilot）

<ASBJ側の資料説明>

IASBが現在検討しているモデルは、個々の契約上の資産および負債に対する支配に着目して1ステップ・モデルと考えているようであるが、現在の米国でも行われている2ステップ・モデルと実質的に同じではないかと理解している。また、自動操縦に関する技術的な論点として、資産および負債に対する持分比率と損益に対する持分比率が異なる場合、計算上、差額が発生し、その処理方法をどうするかといった問題がある。

<質問・コメントおよび討議>

FASB側から、米国ではパートナーシップにおいて、ゼネラル・パートナー（GP）の出資比率が1%であるが利益に対する権利が20%という場合に、出資比率を超える19%相当を投資に対する収益と見るのか管理サービス報酬と見るのかで会計処理が異なり、税制上の論点にもなっていることから、ASBJ側の指摘は興味深いとのコメントがあった。

（3） 受託者（fiduciary）

<ASBJ側の資料説明>

IASBのプロジェクトでは、受託に基づく所有は支配ではないとしている。現行の日本基準では受託の取扱いという論点はないが、参考にしていくつもりである。現行の米国基準では、パートナーシップにおいてGPが持分を持っていなくても連結対象としているが、IASBのモデルでは、受託による所有として非連結となるのではないかと。

<質問・コメントおよび討議>

ASBJ側から、この分野は、ルールの間隙を

突こうとするスキームも多いので、ルール設定に際しては取引実態をよく分析する必要があるとの指摘がなされ、FASB側から、同感であるとのコメントがあった。

（4） 潜在的議決権

<ASBJ側の資料説明>

株式の過半数を取得できるオプションを有している場合に、現時点で親会社と見るべきかという論点であるが、基本的には、オプションを行使することによって支配が生じるものと考ええる。IASBでは、最近の暫定的決定で、オプション保有者は自動的に親会社となるわけではない（支配を示す兆候の一つにはなりうる）としている。

<質問・コメントおよび討議>

FASB側から、実態に応じた判断が必要で、オプション行使の脅威により事実上の支配が成立する場合もありうるとのコメントがあった。これに対し、ASBJ側から、たしかにそういう場合も考えられるので、IASBの暫定的決定の考え方（支配の兆候にはなりうる）は妥当だと思っているとのコメントがなされた。

FASB側から、説明資料に添付された日本の連結範囲に関するガイドラインを見ると40%という“bright line”（数値基準による境界線）があるが、それにより運用上の問題は起きていないのかとの質問があった。これに対し、ASBJ側から、40%未満でも状況により連結対象とするルールとなっていること（「ゼロ連結」もありうること）などにより、比較的スムーズに運用できているのではないかと思っているとの回答がなされた。

（5） 投資会社

<ASBJ側の資料説明>

投資会社が保有する投資の取扱いは、IFRSと米国基準との間の相違点の一つであり、日本基準でも検討課題となっている（いわゆる「ベンチャー・キャピタル条項」）。連結すると総額表示となるが、それでは投資の実態を反映しないとの意見も多い（現行の米国基準の立場）。IASBでは、支配力基準の例外は認めないとしているが、連結しながら純額表示とする方法も模索しているとのことである。

<質問・コメントおよび討議>

FASB側から、投資会社の範囲をどのように定義するかが問題であり、米国でこの問題を扱ったSOP 07-01は、適用上の問題が多すぎるためFASBが承認せず無期限延期としたとの説明があった。

ASBJ側から、日本でも、投資者の属性で決めるのか、投資の属性（シナジーの有無やターンの性格等）で決めるのか、両方を考慮するのか、といった議論があるとの説明がなされた。

6. スタッフ・ミーティング

2日目の午後は、ASBJ側の委員2名がSEC訪問のため退席したが、概念フレームワークと金融商品会計の両プロジェクトについてスタッフどうしの意見交換が合計約2時間半行われた。